

必読

暮らしの法律ナビ

No.60 相続制度の改正の追加試案について

法務省が相続制度改正の追加試案について9月

22日まで意見を募集（主に電子メール）している。

一、遺産分割等に関する

事項↓①婚姻期間20年以

上の夫婦間の遺贈又は贈与があつた場合に遺産の

総額に含めずに配偶者がより多く取得できる②相

続の預貯金から生活費や葬儀費用の支払い、相続

債務弁済等に対応できるよう、遺産分割前でも払

戻しできる仮払制度を創設する③遺産の一部のみ

を分割できることを明文化し、当事者が一部分割

請求できるようにする④共同相続人の一人が遺産

の全部又は一部を処分し

た場合に生ずる不公平を是正する方策を設ける。

二、遺留分制度に関する

事項↓遺留分権の行使により遺留分侵害額につい

て原則金銭で精算するが、受遺者等は金銭の代わり

に遺言や贈与の目的財産を給付することができる。

誰でも意見を送信できるので、一度インターネ

ット検索してみてください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>